

みんなで作るまちづくり財団HATA！

—2024年度実施事業 助成要綱—

ワクワクする未来を、みんなで作ろう

みんなで作るまちづくり財団HATA!(一般財団法人HATA)は、設立趣旨にご賛同いただいたHATA!揚げ人(設立発起人)の皆様のご寄付を原資に、2024年度「幡多のチャレンジャーのための応援助成プログラム」を実施します。

締め切り 2024年5月31日(金)17時必着

(申請に関するご相談はいつでもご連絡ください。)

一般財団法人

HATA

Community Foundation by Everyone

【 1、助成趣旨 】

チャレンジの連鎖が 幡多地域の未来をつくる

日本の中でも高齢化・過疎の先端をいく幡多地域。

今こそ、様々な課題に対し、前向きにチャレンジする人や組織を地域で支えることが必要です。

チャレンジャーが増え、継続されれば、少しずつ成果が生まれ、暮らしつづけられワクワクする幡多地域の未来につながります。

みんなで作るまちづくり財団HATA!(一般財団法人HATA、以下HATA)は、設立趣旨にご賛同いただいたHATA!揚げ人(設立発起人)の皆様のご寄付を原資に、高知県幡多地域のワクワクする未来をつくるチャレンジャーを支えるため、2024年度「幡多のチャレンジャーのための応援助成プログラム」を実施します。

【 2、対象とする団体 】

(1)高知県幡多地域の地域課題の解決・改善及び地域の価値創造を既に行っている、もしくは、はじめの一步を踏み出そうとしている団体・企業、または、個人からなる3名以上のグループ等

(2)事業終了後1ヶ月以内に、所定の事業報告書をHATAまで郵送または持参により提出できること

(3)助成事業で作成するチラシなどの印刷物やメールでの参加者募集などに「みんなで作る まちづくり財団HATA!」から助成を受けて活動している旨を記載すること

(4)次のような団体にあてはまらないこと

- 政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体
- 反社会的勢力等の統制下にある団体
- 実体のない団体
- その他、「一般財団法人HATA助成方針」に適さない団体

(助成方針: <https://hata-machi.jp/2024/04/13/3848/> [一般財団法人HATA助成方針 - みんなで作るまちづくり財団HATA! \(hata-machi.jp\)](#))

※中・高校生のみチームの場合は、応募時に18歳以上の教員、保護者等をサポーターとして明記してください。詳しくはご相談下さい。

【3、助成対象事業】

(1)高知県幡多地域のワクワクする未来を作り出すチャレンジや地域課題の解決・改善及び地域の価値創造を行う事業 ※今後も継続して取り組まれる事業を優先します。

Q チャレンジとは？例えばどんなことに対する活動？

例1. 1人だけではなく地域みんな(少人数でもOK)の共通のお困りごとの解決に向けた取り組み

例2. 防災など地域みんなのもしもの時に向けた取り組み

例3. これがあればもっと暮らしやすくなる、暮らしがワクワクするのにと地域望むコト・モノのアイデアを形にする取り組み

例4. みんなが安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援や、生きづらさを抱えた子どもや若者がワクワクするための未来をつくる取り組み ...など

(2)2024年7月1日から2025年1月20日までに行われる事業

(3)下記のいずれにも該当しない事業

- 既に完了している事業
- 営利のみを目的とする事業
- 個人的な活動や趣味的なサークルなどの活動
- 布教活動や政治活動
- 団体のPRのみを目的とした事業

- 施設の老朽化に伴う維持補修事業
- イベント会社や他団体などへ全てを委託する事業

【4、助成金額および助成対象経費】

(1) 助成金額

総額50万円

(2)コース

■Aコース 学生チャレンジ助成 (上限5万円)

幡多地域在住及び通学する中高生グループ。

※高校生のみのチームの場合は、応募時に18歳以上の教員、保護者等をサポーターとして明記してください。

■Bコース はじめの一步助成 (上限5万円)

主体者が幡多地域に在住・在勤もしくは移住予定で、まだ具体的な事業の企画となっていないがこれからチャレンジに取り組むために、勉強会やトライアル企画の準備・計画・実施をしたい団体・企業・または個人からなるグループ

■Cコース HATA!チャレンジ助成 (上限20万円)

主体者が幡多地域に在住・在勤もしくは移住予定で、すでに具体的な事業の企画や実績があり、事業のスタートや発展、活動が定着していないものの改善、複数機関との連携を目指したい団体・企業・個人からなるグループ

※助成事業終了後の継続性は加点されます

(3) 助成対象経費

- 人件費
- 消耗品費、備品費、原材料費
- 燃料費、水道光熱費、通信運搬費
- 広告費、印刷製本費、手数料、保険料
- 講師謝金(団体の構成員が講師の場合は除く)

※団体のメンバーが講師を務める場合は、その人が適任者である旨の説明が必要です。

(説明内容:「資格や講師としての実績」と「なぜこの講座にこの方が必要なのか」を書いたものをお一人ずつご記入願います。)

- 講師旅費、スタッフ旅費
- 会場などの使用料及び賃借料
- その他、必要と認められるもの

※下記のような経費は、対象外です。

◇団体の運営に係る経常的な経費

◇土地・建物の取得及び補償費

◇イベント等の一般参加者の旅費 等

※詳しくは事前にご相談ください。

【5、採択予定件数】

Aコース 1～2件 ・ Bコース 1～2件 ・ Cコース 1～2件を予定

総額50万円に達するまでの件数

【6、助成申請方法】

(1) 提出書類

所定の「幡多のチャレンジャー応援助成事業申請書」に必要事項をご記入のうえ、HATAまで持参またはメール・郵送で申請をお願いします。(5/31必着)

なお、後日ヒアリングにて事業内容の確認を行う場合があります。(ヒアリングについて対面かオンラインかは別途ご相談)

※必要に応じて下記資料を添付してください。

- パンフレットやリーフレットなど団体の概要や過去の活動内容がわかる資料
- 助成申請事業の参考資料(写真、新聞記事等)

(2) 申請期間: 2024年4月13日～2024年5月31日17時必着

(3) 提出先: みんなでつくる まちづくり財団HATA!(一般財団法人HATA)

Mail: hello@hata-machi.jp

【7、助成事業の選考】

HATAが設置する助成選考委員会による選考会で、申請書類とヒアリングの情報をもとに合議の上で結果を決定します。選考会の審査によって、団体の申請額より助成金額が変更される場合があります。

(1) 選考の基準

- 本助成金の趣旨に合う事業かどうか
- 事業が必要とされる(されている)ものかどうか:事業必要性
- 事業が終了後その事業が発展していくものかどうか:事業発展性
- 助成金が効果的に生かされる事業かどうか:助成有効性
- 実現できる体制や能力があるかどうか:実現可能性
- 収支予算や事業計画は妥当なものかどうか:計画妥当性

(2) 助成の可否

提出書類に不備等がない場合、申請受付期間終了後1ヶ月以内にメールで各団体に結果を通知します。結果はHATAのホームページでも公表します。

【8、助成決定事業の事業内容変更や中止】

(1) 事業内容の変更や中止

助成決定事業を途中で変更もしくは中止する場合、所定の書類を提出し、HATAの承認を事前に受けることが必要です。

(2) 助成申請の取り下げ

助成決定事業の助成金受取を取り下げる場合、HATAに相談の上、所定の書類を提出してください。

※計画の変更中止については必ず、事前にお問い合わせください。

【9、助成金の助成方法】

- 事業実施前に助成決定額を全額、団体の指定口座に前払いします。

※事業終了後の精算額が助成決定額より下回った場合、差額を返還していただきます。

【10、助成事業の実績報告】

(1)事業終了後1ヶ月以内に、所定の事業報告書を郵送もしくは持参により、HATAまで提出してください。

※参考資料として、事業実施状況のわかる写真や作成したチラシなどの印刷物、新聞記事なども添付してください。事業終了後事務局がヒアリングを行います。

(2)助成金の財源となる寄付をしてくださった寄付者の方々をはじめ社会に対して、事業で得られた成果を広く伝えるため、HATAのホームページで成果を報告させていただきます。また、新聞やテレビなどの報道機関の求めに応じて、事業成果などの情報を提供する場合があります。

【11、助成金の返還や関係書類の保存など】

助成金の財源は、市民や企業の方々からの寄付金です。以下についてご理解をお願いします。

(1)法令や条例、規則などに違反した場合、助成金を目的外に使用した場合は是正措置を求めます。改善されない場合、助成決定の取消や助成金の返還を求めることとなります。

(2)助成金を交付された団体は、助成金に関わる収支の証拠書類(領収書など)を整理し、いつでも閲覧できるようにしておいてください。証拠書類は事業実施年度の終了後、10年間の保存が必要です。場合により証拠書類を確認をする事があります。

■ 個人情報の取り扱いについて

ご提出およびご記入いただいた資料によって取得した個人情報は、当該助成金の選考や運営、情報開示の目的で、HATA事務局及び選考委員会が使用し、適切に保護、管理ならびに廃棄いたします。

■ 助成金申請に関するご相談、お問い合わせ先

みんなでつくる まちづくり財団HATA！（一般財団法人HATA）

【 相談窓口 】

2024年4月13日～2024年5月31日 までの指定の日時（予約制）

相談予約申込フォーム <https://forms.gle/fK4d1jZfw6Zrpgyi7>

【 問い合わせ先 】

〒788-0001 高知県宿毛市中央3-1-3宿毛まちなえき林邸カフェ内

みんなでつくる まちづくり財団HATA!事務局

TEL: 0880-79-0622

Mail: hello@hata-machi.jp

ホームページ <https://hata-machi.jp/>

一般財団法人

HATA

Community Foundation by Everyone